

# 長野県小児科医会会則

## 第1章 名称および事務所

(名称)

第1条 本会は長野県小児科医会と称する

(事務所)

第2条 本会の事務所は長野県内に置く

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は会員相互の連帯を強め、日本小児科学会、日本小児保健協会および各地方組織と緊密な関係を保ち、小児の医療保健および福祉の向上、並びにその実践を図り、併せて当面する諸問題の解決を図ることを目的とする

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う

- (1) 会員の医学、医療の研鑽錬磨と相互の親睦
- (2) 医の倫理の確立と実践
- (3) 小児医療および小児保健福祉に関する諸問題の討議と研究
- (4) 小児健康保険診療制度の検討と改善
- (5) 関連団体および機関との連携
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は原則として長野県内の小児科医、または小児医療を主として行っている医師であって、本会の目的に賛同し入会した者を以て構成する

第6条 会員はA会員とB会員とする。A会員は診療所の長とし、B会員は診療所に勤務するA会員以外の者、病院に勤務する者、およびその他とする

第7条 会員は原則として日本小児科医会会員になるものとする

第8条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにより申し込みをし、理事会の承認を得なければならない

(入会金および会費)

第9条 会員は、入会金および会費を本会に納入しなければならない

第10条 入会金および会費の賦課、納入方法は総会においてこれを定める

## 第4章 役員・その他

(役員)

第11条 本会は次の役員を置く

- (1) 会長 1名  
副会長 3名  
理事 若干名  
監事 2名  
議長 1名  
副議長 1名
- (2) 会長および副会長は理事とする
- (3) 理事および監事（会計監査）は会長が委嘱し、総会の承認を得る
- (4) 議長および副議長は理事会において選出し、総会の承認を得る
- (5) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、途中で交代する場合の任期は前任者の残りの期間とする

(その他)

第12条

- (1) 本会に名誉会長、顧問および参与を置くことができる。名誉会長、顧問および参与は会長が委嘱し総会の同意を得る
- (2) 名誉会長、顧問および参与の任期は役員のそれに準ずる
- (3) 名誉会長、顧問および参与は役員会に出席できる

第13条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する
- (3) 理事および監事は会務を執行する
- (4) 理事、監事、議長、副議長、名誉会長、顧問、参与、女性部会および青年部会代表は役員会を構成し会務を執行する
- (5) 監事は会務を監査し、年1回総会においてその結果を報告しなければならない

## 第5章 会議

(会議)

第14条 会長は年1回以上、総会を招集しなければならない

第15条 本会の運営は理事会の議決を経て決める

第16条 会議の議事は、その会議に出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する

## **第6章 委員会・その他**

第17条 本会に次の常設委員会を置く

- (1) 広報委員会
- (2) 保険委員会

第18条 前条に定めるもののほか、会長が認めるときは、各種委員会を設置することができる

第19条

- (1) 会長は会員の中から委員長を選出する
- (2) 委員長は理事として理事会および役員会に出席する

## **第7章 会計**

(会計)

第20条 本会の経費は、入会金および会費その他の収入を充て、会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日を以て終了する

## **第8章 会則の変更**

(会則の変更)

第21条 本会の会則は総会の議決によって変更することができる

## **第9章 雑則**

第 21 条 本会則の施行に関する必要事項は、総会の議決を得て別に定める

施行日 令和 4 年 5 月 22 日